

税

税務署からのお知らせ

問合せ先 泉佐野税務署

(☎462-3471)

■所得税・消費税・贈与税の申告は、e-Taxを利用して下さい

国税庁ホームページで作成した申告書をメール送信することで、税務署に行かずに自宅から申告できます。

現在、マイナンバーカード方式とID・パスワード方式（ID・パスワード方式の届出完了通知をお持ちの人の2つの方式が利用できます。

なお、給与所得者で医療費控除や寄附金控除の還付申告をする人、公的年金等収入の人は、スマートフォンでの申告（一部の機種を除く）が便利です。

詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）をご覧ください。



▲国税庁ホームページQRコード



■国税に関する一般的な相談は電話相談センターへ

電話相談センターでは、税務に精通した国税局の職員がお答えします。最寄りの税務署へ電話をかけ、音声案内に従い1番を選択し、相談内容を選択してください。また、国税庁ホームページには、よくある国税の質問に対する一般的な回答を、タックスアンサーに掲載していますのでご利用ください。

なお、来署での相談を希望する人は、電話による事前予約が必要となりますので、ご注意ください。

6月8日(火)に市・府民税の納税通知書を送付します

問合せ先 税務課

納期限までに金融機関（銀行・農協・郵便局など）、コンビニ、スマートフォンアプリ、市役所などで納付してください。（年税額の一括納付もできます）

口座振替を利用している場合は、指定口座の残額確認をお願いします。（領収書は送付しませんので、通帳を記帳し確認してください）

【納期限内に納めましょう】

納期限までに納税しない場合は、本来納めるべき税額のほかに延滞金をあわせて納めていただくことになります。必ず期限内に納めてください。

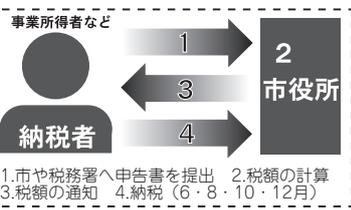
【納め忘れのない口座振替をご利用ください】

新たに口座振替を希望する人は、通知書に同封の申込書を利用してください。（期別納付2期分から利用できます。期限までに申し込んでください）

◆市・府民税の納め方

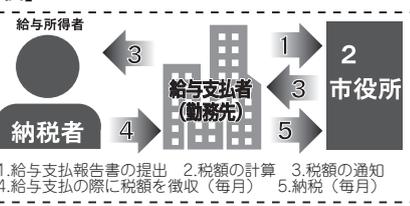
【普通徴収】

事業所得者や会社を退職した人などが金融機関などで納税する方法です。納税通知書により、6・8・10・12月（4回）に分けて納めます。



【給与からの特別徴収】

給与支払者（勤務先）が給与支払時に引き落とした税金を、給与所得者にかわり市に納入する納税方法です。6月～翌年5月の12ヶ月で徴収します。



【公的年金からの特別徴収（引き落とし）】

年金支払者（日本年金機構など）が年金から引き落としとして市へ納入します。

対象 今年4月1日現在、65歳以上で老齢基礎年金などの受給者

※老齢基礎年金額が18万円未満の人や特別徴収税額が老齢基礎年金額を超える人は対象外

■特別徴収される税額

公的年金に係る所得に対する市・府民税の所得割額および均等割額

※給与所得・事業所得などに係る市・府民税は、引き落とし対象外

■特別徴収の方法

●今年度（新たに対象となった年度）…年税額の4分の1ずつを6・8月に納付書で納付し、残りの年税額の3分の1ずつを10・12月、翌年2月の年金から引き落とします。

●2年目以降…前年度の年税額の6分の1ずつを、4・6・8月の年金から引き落とし（仮徴収）します。本年度の年税額から仮徴収した税額を差し引いた残りの3分の1ずつを10・12月、翌年2月の年金から引き落とします。

■特別徴収が中止となる場合

特別徴収開始後に、市外へ転出、税額の変更、年金の支給停止などが発生した場合は、特別徴収が中止となり、未納分は納付書での納付となります。

※市外への転出、税額の変更が発生した場合でも一定の要件のもと、特別徴収が継続されます。

【減免制度】

解雇による失業のため所得が皆無になるなどで、市・府民税の納付が困難な人は、所得状況などにより税が減額されることがあります。納期限〔今年度1期分からの場合は6月30日(火)〕までに申請してください。

※自己都合や雇用期間満了による退職は対象外

■個人の市・府民税課税証明書の発行

市役所税務課窓口またはコンビニで6月1日(火)より発行可能となります。詳しくは、税務課へ問い合わせてください。

※5月28日(金)はメンテナンスのため、終日コンビニでの課税証明書の発行ができません。

詳しくは、市・府民税の納税通知書に同封の「市・府民税のしおり」または税務課のホームページをご覧ください。